

地方独立行政法人宮城県立こども病院役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人宮城県立こども病院の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 理事長、勤務日が定められている副理事長及び理事の報酬は、年俸及び通勤手当とする。

2 勤務日が定められていない副理事長及び理事並びに監事の報酬は、非常勤役員手当とする。

3 年俸は、月例年俸と業績年俸とする。

4 年俸及び非常勤役員手当の額は、別表第一及び第二に定めるとおりとする。

(年俸の支給)

第3条 月例年俸は、毎月1回、その額の1/2の額を支給する。

2 業績年俸の額は、当該役員の業績年俸の額に、当該役員の業績を踏まえ、100分の90から100分の110の範囲内で、理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。

3 業績年俸は、6月及び12月に支給し、前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額を支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、地方独立行政法人宮城県立こども病院職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第20条に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第20条に規定する額とする。

3 その他通勤手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用する。

(退職手当)

第5条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。

(旅費)

第6条 役員が職務のため旅行をしたときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、次に掲げる第3項から第4項を除き、職員の例による。

3 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する。

4 船舶による旅行をする場合の船賃の額は、旅客運賃、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

一 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合は上級の運賃

二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合で、特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、運賃及び寝台料金のほか特別船室料金

(重複給与の禁止)

第7条 職員が役員を兼ねるときは、役員の報酬は支給しない。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日改正)

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日改正)

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年10月15日改正)

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

2 別表第一及び第二の副理事長の報酬については、平成20年11月1日から施行する。

なお、施行日前は、従前の額とする。

附 則 (平成21年3月19日改正)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

別表第一

区 分	年 俸	
	月例年俸	業績年俸
	円	円
理 事 長 (兼院長)	13,680,000	3,450,000
理 事 長 (週3日勤務)	7,200,000	2,010,000
副理事長 (週5日勤務)	6,000,000	1,550,000
副理事長 (週3日勤務)	3,600,000	940,000
理 事 (週5日勤務)	5,400,000	1,140,000

別表第二

区 分	非常勤役員手当
	円
副理事長	30,000 (日額)
理 事	30,000 (日額)
監 事	50,000 (月額)